

横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業のご案内

～この事業は、同じ事由で利用する場合、概ね6か月までの支援です～

※利用できる頻度は、月10日、1年度240時間まで（超過分は全額自己負担）

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、下記の様な事由により日常生活を営むことが難しい場合に「家庭生活支援員」を派遣し、一時的に（概ね6か月）生活援助や子育て支援を行います。

【利用できる事由】

社会的事由（疾病、看護、冠婚葬祭、お仕事の都合など）、就職に向けた通学・就職活動、離婚や死別等による生活環境の激変

※就学前のお子様がいる方が、お仕事を残業される場合に限り、定期的な利用が可能です。ただし、利用できる頻度は、規定通り月10日、1年度240時間までです。

【支援を受けられる内容】

生活援助（日常の家事支援など）、子育て支援（お子様の保育・生活指導など）

※サービス詳細は「横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用規定」をご確認ください。

※利用者居宅での子育て支援は、生活援助の料金を適用

■利用料金■

| 利用世帯の区分 ※サービス実施時に発生する費用は別途実費相当額負担となります。 | 利用者の1時間あたり負担額（1時間から利用可） | |
|--|--|----------------------|
| | 子育て支援 【実施場所】家庭生活支援員の居宅、職業訓練を受講している場所等 | 生活援助 【実施場所】利用者の居宅 |
| 生活保護世帯、市民税非課税世帯 | 0円 | 0円 |
| 児童扶養手当支給水準の世帯 | 70円 | 150円 |
| 上記以外の世帯 | 150円 | 300円 |

■利用方法（新規の場合）■

※特定記録又は簡易書留等のご利用をお勧めします。

①横浜市から
証明書を入手

横浜市子ども青少年局子ども家庭課あて次の書類を郵送にて提出し、証明書の発行を受けてください。

※横浜市でア、イの書類を審査し、申請者が「ひとり親家庭または寡婦」であること、事業を利用した場合の利用区分を証明する書類を発行します。（ひとり親等でない場合、証明書は発行できません。）

ア 「母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者証明書交付申請書 兼 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用区分等証明書交付申請書」（**交付申請書**）

※市HP（<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/katei/boshi/>）でのダウンロード、区役所子ども家庭支援課窓口での入手によりご用意ください。

イ **交付申請書の添付書類** ※具体的に必要となる書類は、交付申請書にてご確認ください。

②事業者への
登録申込

①により横浜市から証明書が発行されましたら、「利用規定」をよくお読みいただいた上で、選択する受託事業者1者に対し、事前連絡の上次の書類を提出し、内容について審査を受けてください。

※登録申込書でのお申し出内容（派遣期間、支援の内容など）が、利用規定などに照らし、本事業で支援が可能な範囲を逸脱すると判断した場合、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

ア **日常生活支援事業登録申込書**（証明書と一緒に横浜市からお送りします。）

イ ①で発行された**証明書の写し**

③支援開始

②により、受託事業者との契約が成立しましたら、ご利用の前に、事業者に派遣希望内容をご相談ください。（相談の連絡方法及び申込み期限は事業者により異なりますので、事業者にご確認ください。）

☆①で申請した内容に変更があった場合、すみやかに子ども青少年局子ども家庭課までご連絡ください。

☆証明書・利用者登録の有効期限は、申請日が属する年の12月31日までです。翌年1月以降のご利用については、裏面をご参照ください。（11月以降の申請については、翌年度の証明書も併せて発行します。）

裏面あり

■利用方法（更新の場合）■

証明書・利用者登録の有効期限が満了し、翌年1月以降も利用をされたい場合は、表面の利用方法①②の手続きを改めて次の期日までに行ってください。（期日を過ぎた場合、ご利用に支障が生じる恐れがありますので、ご注意ください。）この場合の有効期限は翌年の12月31日までです。

①証明書の更新時期：11月中（書類に不備がある場合、年内の証明書の発行ができない場合がありますので、お早めにお手続きください。）

②事業者への登録申込：証明書を入手次第、12月27日まで

■平成31年度事業者一覧■

| 事業者名 | 所在地 | 電話 | FAX | 派遣可能区 | 利用可能日 |
|--|---|--------------|--------------|-------|------------------------------|
| 社会福祉法人 あさひ (福祉協会たすけあい) | 〒222-0011 港北区菊名6-2-11 | 402-8738 | 433-5498 | 鶴見、港北 | 月～金 (祝祭日、年末年始を除く) |
| 株式会社 明日香 | 〒112-0012 東京都文京区大塚3-5-10 住友成泉小石川ビルディング本館1F | 0120-165-115 | 03-6912-2077 | 全区 | 月～金 (祝祭日、年末年始を除く) |
| 特定非営利活動法人 さくらんぼ | 〒246-0022 瀬谷区三ツ境10-6 コスモビル | 363-8037 | 363-8037 | 旭、瀬谷 | 月～金(土日、応相談) (祝祭日、年末年始を除く) |
| 社会福祉法人 たすけあいゆい | 〒232-0003 南区堀ノ内町2-132 | 730-3466 | 730-3467 | 南 | 月～金 |
| ケアサービスとまと株式会社 | 〒221-0822 神奈川区西神奈川3-11-1 | 423-2676 | 423-8797 | 神奈川 | 月～土 (祝祭日、年末年始を除く) |
| 特定非営利活動法人 ピッピー・親子サポートネット (ヘルパーステーションみんなのいえ) | 〒225-0024 青葉区市が尾町1065-5 市が尾森ビル五番館106 | 342-5674 | 974-0704 | 青葉 | 月～金 (祝祭日、お盆、年末年始を除く) |
| 福祉クラブ生活協同組合 (栄子育て支援W.Coスキップ) | 〒223-0057 港北区新羽町868 | 438-9667 | 547-1414 | 栄 | 月～金 (祝祭日、お盆、年末年始を除く) |
| 特定非営利活動法人 ワークス・コレクティブ ふれあい都筑 | 〒224-0007 都筑区荏田南5-8-17 | 943-1266 | 943-1051 | 都筑 | 月～金 (祝祭日、お盆、年末年始を除く) |

※ 通常の派遣時間は9～18時です。それ以外の早朝・深夜等については、事業者に直接お問合せください。（ただし、いずれの時間帯も事業者の状況により、ご希望に沿えない場合があります。あらかじめご了承ください。）

■お問い合わせ先■

【登録申込・事業利用に関する個別のご相談】 上記事業者

【証明書発行・変更手続き・制度全般】 横浜市こども青少年局こども家庭課 日常生活支援事業担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 / 電話番号：045-681-0915